

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【公開番号】特開2005-253959(P2005-253959A)

【公開日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2005-037

【出願番号】特願2005-40910(P2005-40910)

【国際特許分類】

A 6 1 L	31/00	(2006.01)
A 6 1 B	17/00	(2006.01)
A 6 1 B	17/11	(2006.01)
A 6 1 B	17/12	(2006.01)
A 6 1 F	2/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/436	(2006.01)
A 6 1 K	31/7076	(2006.01)
A 6 1 L	17/00	(2006.01)
A 6 1 F	2/84	(2006.01)
A 6 1 P	7/02	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 L	33/10	(2006.01)
A 6 1 L	33/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 L	31/00	Z
A 6 1 B	17/00	3 2 0
A 6 1 B	17/11	
A 6 1 B	17/12	
A 6 1 F	2/06	
A 6 1 K	31/436	
A 6 1 K	31/7076	
A 6 1 L	17/00	
A 6 1 M	29/00	
A 6 1 P	7/02	
A 6 1 P	9/10	1 0 3
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 L	33/00	A
A 6 1 L	33/00	T

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月3日(2011.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療装置において、

移植可能な構造、

第1の高分子材料の中に組み込まれている治療の用量におけるラバマイシンおよびクラ

ドリビンの組み合わせ物を含有している基部被膜基材を備えており、この基部被膜基材が前記移植可能な医療装置の表面に固定されており、さらに

前記ラパマイシンおよびクラドリビンの溶出速度を制御するために前記基部被膜基材に固定されている第2の高分子材料を含有している上部被膜を備えている医療装置。

【請求項2】

前記移植可能な構造がステントを含む請求項1に記載の医療装置。

【請求項3】

前記移植可能な構造がステント移植片を含む請求項1に記載の医療装置。

【請求項4】

前記移植可能な構造が吻合装置を含む請求項1に記載の医療装置。

【請求項5】

前記第2の高分子材料が前記第1の高分子材料に対して非相容性であり、これにより、前記ラパマイシンおよびクラドリビンの溶出に対する物理的且つ化学的なバリアが形成されている請求項1に記載の医療装置。

【請求項6】

前記第1の高分子材料がフルオロポリマーを含む請求項5に記載の医療装置。

【請求項7】

前記第2の高分子材料がアクリル樹脂を含む請求項5に記載の医療装置。

【請求項8】

医療装置において、

移植可能な構造、および

脈管の傷害後の再狭窄の治療のために前記移植可能な構造に放出可能に固定されている治療の用量におけるラパマイシンおよびクラドリビンの組み合わせ物を備えている医療装置。

【請求項9】

前記移植可能な構造がステントを含む請求項8に記載の医療装置。

【請求項10】

前記移植可能な構造がステント移植片を含む請求項8に記載の医療装置。

【請求項11】

前記移植可能な構造が吻合装置を含む請求項8に記載の医療装置。

【請求項12】

さらに、高分子の被膜を備えており、前記ラパマイシンおよびクラドリビンの組み合わせ物がこの高分子の被膜の中に組み込まれている請求項8に記載の医療装置。

【請求項13】

治療の用量のラパマイシンおよびクラドリビンの組み合わせ物の局所的投与を含む再狭窄を治療するための方法。

【請求項14】

治療の用量のラパマイシンおよびクラドリビンの組み合わせ物の投与を含む再狭窄を治療するための方法。